

西和賀町地域防災計画

【地震災害対策編】

西和賀町防災会議

目 次

第1章	総則	
第1節	計画の目的	1
第2節	防災関係機関等の責務及び業務の大綱	3
第3節	西和賀町の概要	10
第4節	既往災害	10
第5節	被害の想定	13
第2章	災害予防計画	
第1節	防災知識の普及	15
第2節	地域防災活動の活性化	17
第3節	防災訓練の実施	18
第4節	情報通信体制の整備	19
第5節	避難体制の整備	20
第6節	災害医療体制の整備	21
第7節	要配慮者の安全確保	22
第8節	食料・生活必需品等の確保	23
第9節	孤立化対策	24
第10節	防災体制の整備	25
第11節	建築物等の安全確保	26
第12節	交通施設の安全確保	28
第13節	ライフライン施設等の安全確保	29
第14節	危険物施設等の安全確保	30
第15節	地盤災害予防対策	31
第16節	火災予防対策	32
第17節	防災ボランティアの育成	33
第18節	事業継続対策	34
第3章	災害応急対策計画	
第1節	応急活動体制の確立	35
第2節	地震情報等の伝達	44
第3節	通信情報体制	46
第4節	情報の収集・伝達	47
第5節	広報広聴	49
第6節	交通確保・輸送	50
第7節	災害警備活動	51
第8節	消防活動	52
第9節	応援協力	53
第10節	自衛隊の災害派遣要請	54
第11節	防災ボランティア活動	55
第12節	災害救助法の適用	56
第13節	避難・救出	57
第14節	医療・保健	59

第15節	食料、生活必需品等の供給	60
第16節	給水	61
第17節	応急仮設住宅の建設及び応急修理等	62
第18節	感染症の予防	64
第19節	廃棄物処理・障害物除去	65
第20節	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬	66
第21節	応急対策要員の確保	67
第22節	文教対策	68
第23節	公共土木施設・鉄道施設等応急対策	69
第24節	ライフライン施設応急対策	70
第25節	危険物施設等応急対策	71
第26節	防災ヘリコプター等の活用	72
第4章	災害復旧・復興計画	
第1節	公共施設等の災害復旧計画	73
第2節	生活の安定確保	74
第3節	復興計画の策定	75

第 1 章 総則

第1節 計画の目的

1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、西和賀町防災会議が策定する計画であり、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定することにより、町域及び町民の生命、身体並びに財産を災害から守ることを目的とする。

2 計画の適用

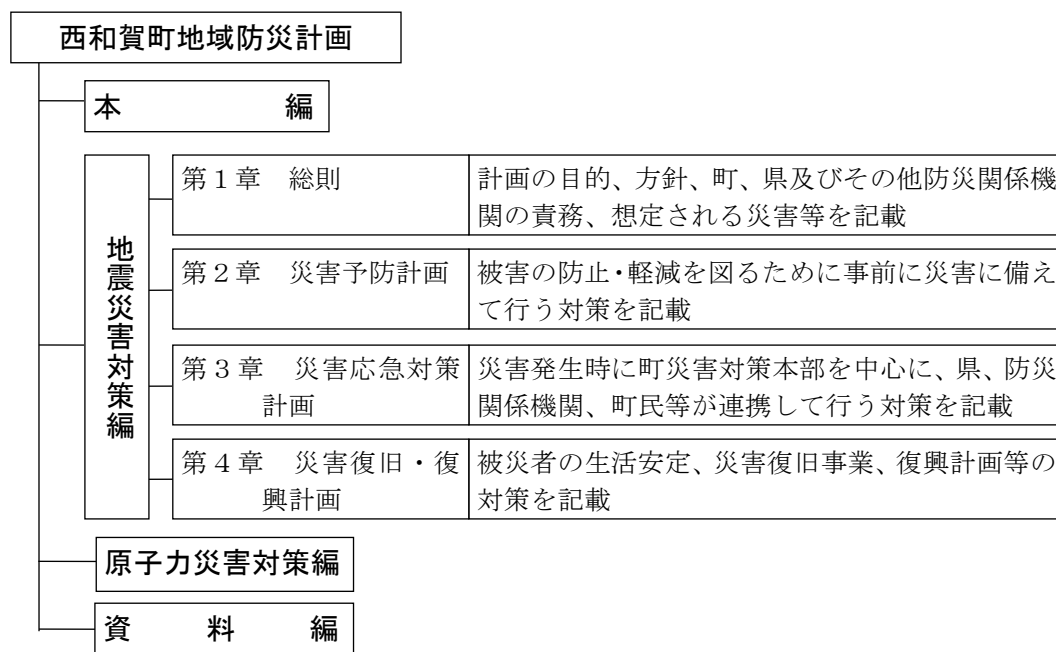
本計画が適用する災害は、災害対策基本法第2条に定義される災害とし、地震災害対策編は、地震災害に適用する。

3 西和賀町防災会議

本編 第1章 第1節 3 参照

4 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりである。



5 計画の修正

本編 第1章 第1節 5 参照

6 計画の方針

本編 第1章 第1節 6 参照

第2節 防災関係機関等の責務及び業務の大綱

1 防災関係機関等の責務

防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

(1) 県

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。

また、大規模地震について国が定める減災目標等を踏まえた地域目標の策定に努める。

(2) 町

町は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。

また、大規模地震について国が定める減災目標等を踏まえた地域目標の策定に努める。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、指示、指導、助言等を行う。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 町民等

町民は、法令及び県地域防災計画並びに本計画により、防災上の責務とされている事項について、誠実にその任務を果たすほか、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するよう努める。

2 防災関係機関等の業務の大綱

(1) 町、行政組合、県

機関名	業務大綱
町	(1) 町防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関する事。 (2) 防災に関する施設及び組織の整備に関する事。 (3) 防災訓練の実施に関する事。 (4) 防災知識の普及及び教育に関する事。 (5) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関する事。 (6) 他の市町村、関係機関等に対する応援要請に関する事。 (7) 災害応急対策の実施に関する事。 (8) 被災施設の復旧、被災地域の復興に関する事。
北上地区消防組合	(1) 消防力の整備に関する事。 (2) 防災のための調査に関する事。 (3) 防災教育訓練に関する事。 (4) 災害の予防、警戒及び防ぎよに関する事。 (5) 災害時の避難、救助及び救急に関する事。 (6) 消防団との連絡調整に関する事。 (7) 災害対策本部の消防業務の分担に関する事。 (8) その他災害対策に関する事。
西和賀町消防団	(1) 消火、救助、水防に関する事。 (2) 防災知識の啓発、普及に関する事。 (3) 情報の収集、伝達に関する事。 (4) 避難情報の伝達、避難誘導等に関する事。 (5) その他、災害対策の協力に関する事。
北上地区広域行政組合	(1) し尿の処理に関する事。
岩手中部広域行政組合	(1) 災害廃棄物の処理に関する事。
県	(1) 県防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関する事。 (2) 防災に関する施設及び組織の整備に関する事。 (3) 防災訓練の実施に関する事。 (4) 防災知識の普及及び教育に関する事。 (5) 災害に関する情報の発表、収集、伝達及び広報に関する事。 (6) 自衛隊、他の都道府県、関係機関等に対する応援要請に関する事。 (7) 災害応急対策の実施に関する事。 (8) 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関する事。 (9) 被災施設の復旧、被災地域の復興に関する事。

	(10) 市町村その他防災関係機関の災害対策の総合調整に関すること。
--	------------------------------------

(2) 指定地方行政機関

機関名	業務大綱
東北管区警察局	(1) 災害状況の把握及び報告連絡等に関すること。 (2) 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。 (3) 防災関係職員の派遣に関すること。 (4) 関係機関との連絡調整に関すること。 (5) 津波警報等の伝達に関すること。
東北財務局	(1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。 (2) 地方公共団体内の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資に関すること。 (3) 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること。 (4) 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会に関すること。 (5) 東北財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること。
東北厚生局	(1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
東北農政局	(1) 国土保全事業の推進に関すること。 (2) 営農指導方針の樹立及び技術指導に関すること。 (3) 種苗その他営農資材の確保に関すること。 (4) 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の実施及び指導に関すること。 (5) 災害資金の融通に関すること。 (6) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
東北森林管理局	(1) 国有林野の保安林、保安施設等の整備に関すること。 (2) 山火事防止対策に関すること。 (3) 災害復旧用材の供給に関すること。
東北経済産業局	(1) 工業用水道の応急復旧に関すること。 (2) 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。 (3) 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関すること。
関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕	(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策に関すること。 (2) 電気、都市ガス等の応急復旧対策に関すること。 (3) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (4) 鉱山における災害応急対策に関すること。
東北運輸局	(1) 交通施設等の被害、公共交通機関の運行及び運航の状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。 (2) 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。

東京航空局 〔仙台空港事務所〕	(1) 災害時における航空機の出動要請の支援に関すること。
仙台管区气象台 〔盛岡地方气象台〕	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
東北総合通信局	(1) 通信の確保に必要な措置に関すること。 (2) 通信システムの被害状況等の把握に関すること。 (3) 関係業界団体の協力のもと通信機器の供給の確保に関すること。 (4) Lアラート（災害情報共有システム）の普及・促進に関すること。 (5) 非常通信協議会の指導育成に関すること。
東北地方整備局 〔北上川ダム統合管理事務所〕	(1) 直轄公共土木施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 指定河川の洪水予報・警報の発表及び伝達に関すること。 (3) 水防活動の指導に関すること。 (4) 災害時における通行規制及び緊急輸送道路の確保に関すること。 (5) 直轄公共土木施設の復旧に関すること。 (6) 港湾施設、海岸保全施設等の整備及び災害対策の指導及び協力に関すること。 (7) 港湾施設、海岸保全施設、空港施設等の災害応急対策及び復旧対策に関すること。 (8) 緊急を要すると認められる場合、申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること。 (9) 災害対策支援に係る調整に関すること。
東北地方環境事務所	(1) 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 (2) 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること。 (3) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法に基づく検査・指示に関すること。 (4) 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること。 (5) 愛玩動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施に関すること。
東北防衛局	(1) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。 (2) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 (3) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。
東北地方測量部	(1) 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。

	(2) 復旧測量等の実施に関すること。
--	---------------------

(3) 自衛隊

機関名	業務大綱
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	(1) 災害派遣要請又は出動命令に基づく応急救援及び応急復旧に関すること。

(4) 指定公共機関

機関名	業務大綱
日本銀行盛岡事務所	(1) 災害時における通貨の供給確保に関すること。 (2) 災害時における非常金融措置の指導に関すること。
日本赤十字社岩手県支部	(1) 災害時における医療救護に関すること。 (2) 災害時における血液の確保供給に関すること。 (3) 救援物資の配分に関すること。 (4) 義援金の受付に関すること。 (5) 防災ボランティアの連絡調整等に関すること。
日本放送協会盛岡放送局	(1) 気象予報・警報等の放送に関すること。 (2) 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 (3) 県知事からの要請に基づく災害放送に関すること。 (4) 防災知識の普及啓発に関すること。
東日本高速道路(株)東北支社	(1) 高速自動車道の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 (3) 高速自動車道の復旧に関すること。
東日本旅客鉄道(株)盛岡支社	(1) 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。 (2) 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	(1) 電気通信設備の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における通信の確保に関すること。 (3) 電気通信設備の復旧に関すること。
日本通運(株)盛岡支店 北東北福山通運(株)盛岡支店 佐川急便(株)岩手支店 ヤマト運輸(株)岩手主管支店 岩手西濃運輸(株)	(1) 災害時における車両による緊急輸送に関すること。
東北電力(株)岩手支店 東北電力ネットワーク(株)	(1) 電力施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における電力供給に関すること。

岩手支社	(3) 電力施設の災害復旧に関すること。
日本郵便（株）盛岡中央郵便局	(1) 災害時における郵便局の業務運営の確保に関すること。 (2) 災害時における郵便局の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。
独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所	(1) 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関すること。 (2) 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関すること。 (3) 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集及び通報に関すること。 (4) 独立行政法人国立病院機構施設の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画毎の支援に関すること。

(5) 指定地方公共機関

機関名	業務大綱
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	(1) 気象予報・警報等の放送に関すること。 (2) 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 (3) 県知事からの要請に基づく災害放送に関すること。 (4) 防災知識の普及啓発に関すること。
(公社)岩手県トラック協会 (公社)岩手県バス協会 岩手県交通(株) 岩手県北自動車(株)	(1) 災害時における車両による緊急輸送に関すること。
(一社)岩手県高圧ガス保安協会	(1) ガス施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給に関すること。 (3) ガス施設の災害復旧に関すること。
(一社)岩手県医師会 (一社)岩手県歯科医師会	(1) 医療救護又は歯科医療救護に関すること。 (2) 遺体の検視、検案、身元確認及び処理に関する協力に関すること。
(一社)岩手県薬剤師会	(1) 医療救護に関すること。 (2) 災害時における医薬品の供給及び管理に関すること。
(公社)岩手県栄養士会	(1) 災害時における栄養管理に関すること。
(公社)岩手県看護協会	(1) 医療救護及び保健衛生に関すること。
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	(1) 防災ボランティアの連絡調整等に関すること。 (2) 岩手県災害派遣福祉チームの派遣調整に関すること。
(一社)岩手県獣医師会	(1) 災害時における愛玩動物の応急治療及び保護・管理に関すること。
(一社)岩手県建設業協会	(1) 災害時における道路啓開及び除雪に関すること。 (2) 公共土木施設等の災害応急対策に関すること。

(6) 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	業務大綱
西和賀土地改良区	(1) 水門、水路、ため池等の施設の防災管理及び災害復旧に関する事。 (2) たん水の防排除に関する事。
西和賀町社会福祉協議会	(1) 生活福祉資金の貸付に関する事。 (2) ボランティアセンターの設置運営に関する事。 (3) 要配慮者の支援に関する事。
花巻農業協同組合 西和賀町森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関する事。 (2) 農林業関係に係る町及び県が実施する被害調査、応急対策に対する協力に関する事。 (3) 被災組合員に対する融資及び融資のあっせんに関する事。 (4) 被災組合員に対する種苗その他営農資材の確保のあっせんに関する事。
岩手県石油商業協同組合北 上地区支部	(1) 災害時における緊急通行車両等への燃料の優先的な供給に関する事。
西和賀商工会	(1) 災害時における物価安定についての協力に関する事。 (2) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の確保についての協力に関する事。
にしわが建設会	(1) 水防、緊急輸送、救助・救出、がれきの処理についての協力に関する事。 (2) 重機等資機材確保についての協力に関する事。 (3) 給水活動に対する協力に関する事。
西和賀町上下水道災害安全 協力会	(1) 給水機能の回復等に関する事。
西和賀町建築災害安全協力 会	(1) 建築施設の応急復旧等に関する事。
病院、診療所	(1) 収容患者に対する災害時の避難体制の確保に関する事。 (2) 災害時における負傷者等の受入れ及び医療救護に関する事。
危険物施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安措置に関する事。

第3節 西和賀町の概要

本編 第1章 第3節 参照

第4節 既往災害

1 活断層

本町周辺に分布する活断層は、次のとおりである。

(1) 雫石盆地西縁－真昼山地東縁断層帯

雫石盆地西縁－真昼山地東縁断層帯は、岩手県岩手郡雫石町玄武洞付近から鶯宿付近に至る雫石盆地西縁断層帯と、雫石町南西部から秋田県横手市山内地区に至る真昼山地東縁断層帯からなる。

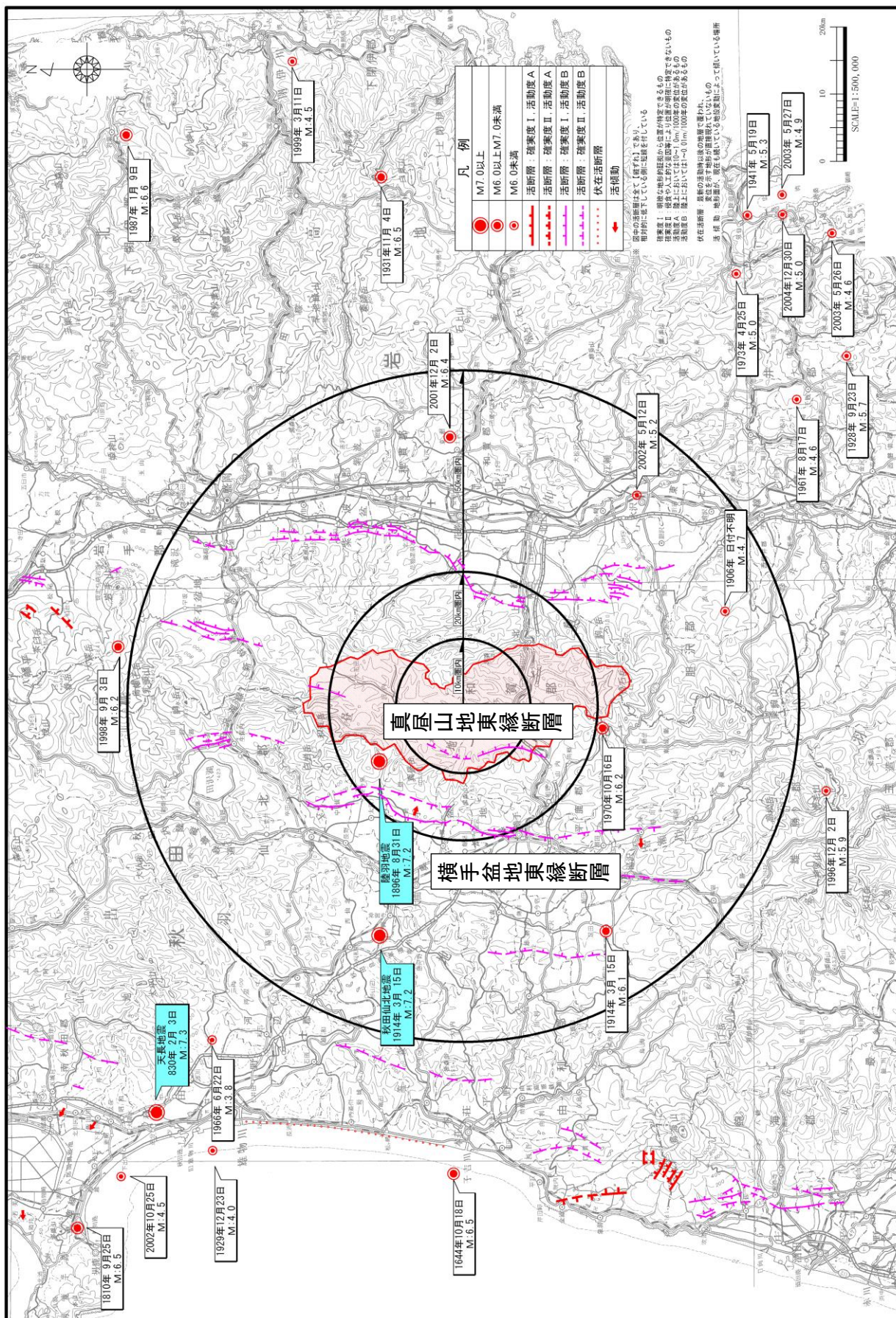
そのうち、真昼山地東縁断層帯は町内にあり、過去の活動時期から雫石町から沢内地区に至る北部と沢内地区から秋田県横手市山内地区に至る南部に区分される。北部は、1896年（明治29年）の陸羽地震の際に、横手盆地東縁断層帯北部、駒ヶ岳西麓断層群の一部とともに活動し、大きな揺れを発生させた。

地震調査研究推進本部地震調査委員会により、真昼山地東縁断層帯北部で発生する地震の規模はマグニチュード6.7－7.0程度、真昼山地東縁断層帯南部で発生する地震の規模はマグニチュード6.9－7.1程度の強い揺れをもたらすと考えられている。

(2) 横手盆地東縁断層帯

横手盆地東縁断層帯は、秋田県仙北市田沢湖地区南端部から横手市を経て、湯沢市稲川地区にかけて、ほぼ南北方向に延びる。1896年（明治29年）の陸羽地震の際に、北方の駒ヶ岳西麓断層群、東方の真昼山地東縁断層帯の一部とともに活動した。

地震調査研究推進本部地震調査委員会により、北部で発生する地震の規模はマグニチュード7.2程度の強い揺れをもたらすと考えられている。



〈西和賀町周辺における活断層図〉

2 地震の履歴

本町に被害を及ぼした地震はそれほど多くはない。近代から現代においては、明治29年の「陸羽地震」と昭和45年の「秋田南東部地震」により被害が発生している。

なお、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）で観測された震度は、川尻、沢内川舟、沢内太田のいずれの観測点も震度4であり、人的被害、住家・非住家の被害は発生しなかった。

〈地震の履歴〉

年月日	名称	被害状況等
明治29年8月31日	陸羽地震※	(湯田地区) 家屋全壊戸数17戸
大正3年3月15日	秋田仙北地震	(湯田地区) 明治29年に次ぐ大地震
昭和39年6月16日	新潟地震	(沢内地区) 新町水路が70mにわたって水路の底に亀裂を生じ、 巾の広い所で60cm以上の割れとなった。
昭和45年10月16日	秋田南東部地震	(湯田地区) 秋田南東部地震により、湯川小学校が焼失、川尻小学校が大破するなどその他、道路、橋梁等にも大被害を受ける。

※「地底咆哮から百年（陸羽大地震と川舟断層の記録）」（平成8年8月31日 旧沢内村教育委員会）に詳細が記載されている。

第5節 被害の想定

1 想定地震

県は、将来大きな被害を及ぼす可能性のある地震を想定し、「岩手県地震被害想定調査に関する報告書」（平成10年3月）を公表している。この調査による本町に最も影響のある地震は北上低地西縁断層帯南部の地震であるが、その想定震度は5弱～5強で被害は軽微であった。

その一方、明治29年の陸羽地震は、横手盆地東縁断層とともに本町に分布する真昼山地東縁断層帯で地震が発生し被害を発生させている。

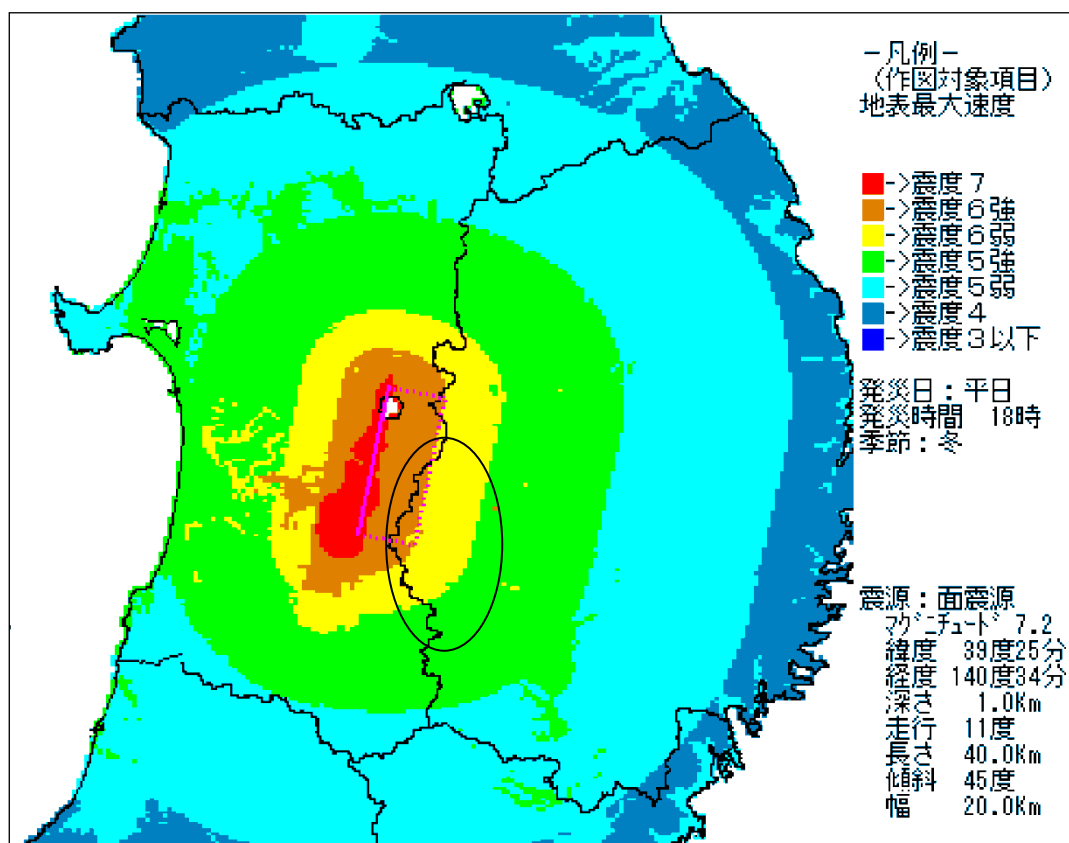
そこで、本計画の前提とする想定地震を陸羽地震とする。

2 被害の想定

被害の想定は、内閣府で発表している「地震被害想定支援マニュアル」にのっとり、陸羽地震（1896年8月31日PM5:00頃）を予測した。

(1) 地震動

地震動は、最大で震度6と予測された。



(2) 被害の想定

被害は次のとおり予測された。

〈被害の想定結果〉

	町全体	湯田地区	沢内地区
建物全壊数（棟）	141	69	72
死者数（人）	0	0	0
負傷者数（人）	1204	609	595
重篤者数	0	0	0
重傷者数	0	0	0
軽傷者数	1204	609	595
物資供給対象者数（人）	364	188	176

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及

【基本方針】

- 1 町、県及びその他防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。
- 2 防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

【担当】

町	総務課、学務課
防災関係機関	

1 防災知識普及計画の作成

本編 第2章 第1節 1 参照

2 町職員に対する防災教育

本編 第2章 第1節 2 参照

3 住民に対する防災知識の普及

(1) 防災知識の普及方法

町は、被害の防止、軽減の観点から住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断でタイミングを逸することなく適切な避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

また、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、次の方法等を利用して、住民等に対する防災知識の普及に努める。

- ア 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
- イ インターネット、広報紙の活用
- ウ 起震車等による災害の疑似体験
- エ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- オ 防災マップ等の防災関係資料の作成、配布

(2) 防災知識の内容

防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。

- ア 地域防災計画及び各防災関係機関の防災体制の概要
- イ 地震等に関する一般的知識、緊急地震速報、避難指示等の意味及び内容
- ウ 平常時における心得
 - ① 指定緊急避難場所、指定避難所、安全な親戚・知人宅・ホテル・旅館などの避難場所、避難経路等を確認する。
 - ② 他地域を訪問する予定がある場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。
 - ③ 3日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持

出品（救急箱・お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。

- ④ いざというときの対処方法を検討する。
- ⑤ 防災訓練等へ積極的に参加する。
- ⑥ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
- ⑦ 愛玩動物との同行避難や指定避難所での飼養の方法を決めておく。
- ⑧ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。
- ⑨ 広域避難の実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を確認する。

エ 地震発生時における心得、避難誘導

- ① 所在（居住または滞在）する自治体等から災害情報や避難情報を収集する。
- ② 所在（居住または滞在）する自治体による防災対策に従う。

オ 心肺蘇生法、止血法等の応急措置

カ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等

キ 災害危険箇所に関する知識

ク 過去における主な災害事例

ケ 災害に関する基礎知識

コ 被災地支援に関する知識

サ 多様なニーズへの理解と暴力防止の意識啓発

災害時には、要配慮者の多様なニーズや男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点等に十分配慮するとともに、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、暴力の防止に向けた教育・啓発に努める。

4 児童、生徒等に対する教育

本編 第2章 第1節 4 参照

5 防災文化の継承

本編 第2章 第1節 5 参照

6 防災と福祉の連携

本編 第2章 第1節 6 参照

7 専門家の活用

町は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、地震の基礎知識・備えに関する専門家の活用を図るものとする。

第2節 地域防災活動の活性化

【基本方針】

- 1 町及び県は、地域住民が「自分たちの地域は地域のみんで守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 2 町及び県は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。
- 3 町は、町内の一定の地区内の居住者及び事業者から地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、地域防災計画に地区防災計画を定める。

【担当】

町	総務課
防災関係機関	西和賀町消防団

1 自主防災組織の結成促進及び育成

本編 第2章 第2節 1 参照

2 消防団の活性化

本編 第2章 第2節 2 参照

3 地区内の防災活動の推進

本編 第2章 第2節 3 参照

第3節 防災訓練の実施

【基本方針】

- 1 町、県及びその他防災関係機関は、次の目的のために、その所掌する事務又は業務に応じた防災訓練を、単独又は合同して、毎年度、計画的に実施する。
- (1) 職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力のかん養
 - (2) 防災関係機関相互の協力体制の確立
 - (3) 地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

【担当】

町	総務課、ふるさと振興課
防災関係機関	北上地区消防組合消防本部、西和賀町消防団

1 総合防災訓練

町は、災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施者となり、防災関係機関、住民に参加を呼びかけ、訓練の目的を明確にした上で、防災訓練を実施するとともに、訓練結果の事後評価を通して成果及び課題を明らかにし、その改善に努める。

訓練は、毎年1回以上、防災の日を中心とする防災週間中などに実施日及び実施会場を設定し、定期的に実施する。

なお、訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れ、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

また、要配慮者を対象とした訓練にあたっては、地域の住民組織、自主防災組織、消防団等と連携して実施する。

2 個別訓練

本編 第2章 第3節 2 参照

第4節 情報通信体制の整備

【基本方針】

- 1 町は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 町は、災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。
また、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。
- 3 効率的・効果的な防災対策を行うため、災害対応業務のデジタル化を推進するとともに、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sなど、I C Tの防災施策を積極的に活用する。

【担当】

町	総務課、企画課、町民課
防災関係機関	

1 通信施設・設備の整備

本編 第2章 第4節 1 参照

2 防災相互通信用無線の整備

本編 第2章 第4節 2 参照

3 災害時優先電話の指定

本編 第2章 第4節 3 参照

4 通信運用マニュアルの作成等

本編 第2章 第4節 4 参照

第5節 避難体制の整備

【基本方針】

- 1 町は、地震災害から住民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、指定緊急避難場所、指定避難所、避難道路等の指定を進めるとともに、住民への周知徹底を図る。
- 2 学校、病院、社会福祉施設、観光施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。

【担当】

町	総務課、健康福祉課、観光商工課、学務課、西和賀さわうち病院
防災関係機関	西和賀町消防団、西和賀町社会福祉協議会

1 町の避難計画の作成

本編 第2章 第5節 1 参照

2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画の作成

本編 第2章 第5節 2 参照

3 広域避難及び広域一時滞在

本編 第2章 第5節 3 参照

4 避難場所等の指定

本編 第2章 第5節 4 参照

5 避難経路等の指定

本編 第2章 第5節 5 参照

6 避難場所等の環境整備

本編 第2章 第5節 6 参照

7 避難に関する広報

本編 第2章 第5節 7 参照

8 避難訓練の実施

本編 第2章 第5節 8 参照

第6節 災害医療体制の整備

【基本方針】

- 1 町は、地震発生直後から中長期にわたり、災害や被災地の状況に応じた適切な医療救護を行うための体制をあらかじめ構築する。

【担当】

町	総務課、健康福祉課、西和賀さわうち病院
防災関係機関	

1 医療体制の構築

本編 第2章 第6節 1 参照

2 医療機関の防災能力の向上

本編 第2章 第6節 2 参照

第7節 要配慮者の安全確保

【基本方針】

- 1 町は、避難行動要支援者避難支援計画等を策定し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、警察、消防、社会福祉協議会、住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。

【担当】

町	総務課、健康福祉課
防災関係機関	西和賀町社会福祉協議会

1 避難行動要支援者名簿の作成

本編 第2章 第7節 1 参照

2 個別支援計画等の作成

本編 第2章 第7節 2 参照

3 避難場所等における支援

本編 第2章 第7節 3 参照

4 社会福祉施設等の安全確保

本編 第2章 第7節 4 参照

5 外国人の安全確保対策

本編 第2章 第7節 5 参照

第8節 食料・生活必需品等の確保

【基本方針】

- 1 町は、地震発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の確保を行うとともに、住民及び事業所における物資の備蓄を促進する。

【担当】

町	総務課
防災関係機関	西和賀商工会

1 備蓄の種類

本編 第2章 第8節 1 参照

2 行政備蓄

本編 第2章 第8節 2 参照

3 物資の確保体制

本編 第2章 第8節 3 参照

4 家庭内及び事業所等の備蓄

本編 第2章 第8節 4 参照

第9節 孤立化対策

【基本方針】

- 1 町は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立が想定される地域を想定し、最新の状況を随時把握するとともに、現地消防団員から直接被害状況を収集できる体制を構築するなど、予防対策に努める。

【担当】

町	総務課
防災関係機関	

1 通信手段の確保

本編 第2章 第9節 1 参照

2 避難先の検討

本編 第2章 第9節 2 参照

3 救出拠点の確認

本編 第2章 第9節 3 参照

4 備蓄の促進

本編 第2章 第9節 4 参照

第10節 防災体制の整備

【基本方針】

- 1 町は、大規模災害を想定して、自治体や事業所、団体等との応援体制を構築する。
- 2 町は、災害時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等を整備し、災害時における応急活動体制の整備を推進する。

【担当】

町	総務課
防災関係機関	災害時応援協定締結団体

1 広域応援体制の整備

本編 第2章 第10節 1 参照

2 公共施設の整備

本編 第2章 第10節 2 参照

3 防災資機材の整備

本編 第2章 第10節 3 参照

第11節 建築物等の安全確保

【基本方針】

1 町は、地震による被害を最小限に食い止めるため、建築物の耐震化、不燃化の促進、防災空間の確保等を推進することにより、建物連たん地区の防災化を図る。

また、文化財を災害から守るため、文化財保護思想の普及徹底を図るとともに、防災施設の整備等を計画的に進める。

【担当】

町	建設課、ふるさと振興課、生涯学習課
防災関係機関	北上地区消防組合消防本部、北上土木センター

1 建築物の耐震化

町は、「西和賀町耐震改修促進計画」（平成21年10月）に基づき、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化を促進する。

(1) 町有施設の耐震化

町は、地震発生時に避難場所等や防災活動の拠点となる施設（学校、庁舎、体育施設等）の耐震診断を行い、耐震化が必要と判断された施設について耐震化を促進する。

(2) 民間建築物の耐震化

町は、木造住宅耐震診断士派遣事業、木造住宅耐震改修工事助成事業により、耐震診断や耐震改修工事に対する経費の補助等を行い、木造住宅の耐震化を促進する。

また、住民自らが耐震診断を簡易に行える「自己耐震診断方法」の紹介等のパンフレットの回覧等による啓発や窓口での相談を実施する。

(3) ブロック塀の安全対策

町は、県と共に建築パトロール等を通じ、所有者への指導等の安全対策を進める。

(4) 窓ガラス・天井・外壁等の落下物による安全対策

町は、県と共に建築パトロール等を通じ、定期的な点検等の指導等の安全対策を進める。

(5) 家具等の転倒防止対策

町は、家具等の転倒防止について、パンフレット、ホームページ等で啓発する。

2 建築物の不燃化

町は、町営住宅の不燃化を推進する。

3 防災空間の確保

本編 第2章 第11節 2 参照

4 防火対策の推進

本編 第2章 第11節 3 参照

5 文化財保護思想の普及

本編 第2章 第11節 4 参照

第12節 交通施設の安全確保

【基本方針】

- 1 町及び各交通施設の管理者は、地震による道路施設、鉄道施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設、災害対策用資機材の整備等を図る。

【担当】

町	建設課
防災関係機関	北上土木センター、東日本高速道路（株）東北支社、東日本旅客鉄道（株）盛岡支社

1 道路施設

本編 第2章 第12節 1 参照

2 鉄道施設

東日本旅客鉄道（株）は、次の対策を実施する。

（1）鉄道施設の整備

橋梁、木工造物等の線路建造物及び電気、建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進する。

（2）防災業務施設・設備の整備

一定規模以上の地震が発生した場合に、列車を早期に停止させる設備等を整備する。

また、大規模な地震等が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話、可搬型衛星通信装置等の無線系通信設備を配備するなど、通信施設の整備充実を図る。

（3）復旧体制の整備

発災後の早期復旧を期するため、次の体制を整備する。

ア 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制

イ 復旧用資機材の配置及び整備

ウ 列車及び旅客等の取扱い方の事前広報

エ 消防及び救護体制

第13節 ライフライン施設等の安全確保

【基本方針】

- 1 ライフライン等の事業者は、地震による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減する。

【担当】

町	上下水道課
防災関係機関	東北電力（株）岩手支店、東北電力ネットワーク（株）岩手支社、LPガス販売業者、東日本電信電話（株）岩手支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）、（株）NTTドコモ、KDDI（株）、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）

1 電力施設

電気事業者は、地震による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、電力施設の耐震性の向上、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

2 ガス施設

LPガス販売業者は、容器の転落、転倒を防止する鎖掛け等を行うとともに、定期点検を実施する。

また、マイコンメーターの設置、ガス放出防止器等の設置を進める。

さらに、地震が発生した場合においてガス器具に対してとるべき措置等を周知する。

3 上下水道施設

町は、地震による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、「水道の耐震化計画等策定指針」（厚生労働省）及び「岩手県水道広域的防災構想」を踏まえ、施設の耐震性の向上、資機材の整備等を図る。

また、地震による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の耐震性の向上を図る。

4 通信施設

電気通信事業者は、地震災害発生時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を図る。

テレビ共聴施設を整備しているテレビ共聴組合等にあつては、地震災害発生時におけるテレビ視聴を確保するため、施設、資機材の整備等を図る。

町は、共聴施設の耐災害性強化等によるテレビ難視聴対策など、地震災害発生時における機能確保が図られるよう支援を行う。

第14節 危険物施設等の安全確保

【基本方針】

- 1 危険物施設等の管理者は、危険物、毒物、劇物、放射線による災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

【担当】

町	総務課
防災関係機関	関東東北産業保安監督部東北支部、県、北上地区消防組合消防本部

1 石油類等危険物

本編 第2章 第14節 1 参照

2 毒物、劇物災害予防対策

本編 第2章 第14節 2 参照

3 放射線災害予防対策

本編 第2章 第14節 3 参照

第15節 地盤災害予防対策

【基本方針】

- 1 県は、地震発生に伴う地すべり、崖崩れ等の地盤災害を防止するため、危険地域の実態を調査するとともに、危険箇所において必要な災害防止策を実施する。
また、地盤の弱体化を招く宅地造成工事の規制、えん堤施設の保全に関する適切な管理、指導を行う。
- 2 国は、ダム防災対策を行う。

【担当】

町	総務課、建設課
防災関係機関	北上土木センター、北上川ダム統合管理事務所

1 土砂災害防止事業

本編 第2章 第17節 1 参照

2 土砂災害防止対策の推進

本編 第2章 第17節 2 参照

3 宅地防災対策

県は、都市計画法の開発許可制度及び建築基準法に基づき、崖崩れ、擁壁の倒壊等の地盤災害を未然に防止するため、地盤の弱体化を招く宅地造成工事について、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の設定等の規制を実施する。

また、防災パトロールを強化して、違反宅造、危険宅地の発見に努め、これに対して是正措置を強力に指導し、宅地防災対策について万全を期する。

町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

4 ダム防災対策

北上川ダム統合管理事務所は、ダム検査規程等に準拠し、万全の点検、維持管理を行う。

5 ため池防災対策

町は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。

第16節 火災予防対策

【基本方針】

- 1 町及び北上地区消防組合消防本部は、地震発生時における同時多発的な火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。
また、消防施設の整備等による消防力の充実強化を図る。

【担当】

町	総務課
防災関係機関	北上地区消防組合消防本部、西和賀町消防団

1 出火防止、初期消火体制の確立

本編 第2章 第18節 1 参照

2 消防力の強化充実

本編 第2章 第18節 2 参照

第17節 防災ボランティアの育成

【基本方針】

- 1 町及び社会福祉協議会等は、防災ボランティア活動についての普及啓発を図るとともに、防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
また、防災ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

【担当】

町	健康福祉課
防災関係機関	西和賀町社会福祉協議会、岩手県社会福祉協議会、日本赤十字社岩手県支部 西和賀町分区

1 防災ボランティア・リーダー等の養成

本編 第2章 第21節 1 参照

2 防災ボランティアの登録

本編 第2章 第21節 2 参照

3 防災ボランティアの受入体制の整備

本編 第2章 第21節 3 参照

第18節 事業継続対策

【基本方針】

- 1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、自ら防災体制の整備や防災訓練、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努めるなど防災力向上を図る。
- 2 町、県及び関係団体は、企業等の防災力向上及び事業継続計画（BCP）の策定の促進に努める。
- 3 町は、災害時に重要業務を継続するため、役場の業務継続計画を策定するよう努める。
- 4 町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

【担当】

町	総務課、観光商工課
防災関係機関	西和賀商工会

1 企業等の事業継続計画の策定

本編 第2章 第22節 1 参照

2 町役場の業務継続計画の策定

本編 第2章 第22節 2 参照

3 企業等の防災活動の推進

本編 第2章 第22節 3 参照

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制の確立

【基本方針】

- 1 町は、地震が発生し、又は地震による被害が発生した場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）発生の可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制を定める。
- 2 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生にあっても、職員を確保できるよう配慮する。
- 3 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町は、防災関係機関から連絡員の派遣を求め連携して災害対策を行う体制とする。
なお、連携体制の構築にあたっては、実効性の確保に留意する。

【担当】

町	本部事務局、各班
防災関係機関	

1 町の活動体制

町の活動体制は、次のとおりとする。

〈町の活動体制〉

活動体制		内容	配置
災害警戒体制		地震情報等の情報収集、防災関係機関等との連絡、調整を行い、災害発生に備える体制	責任者：総務課長 配置：総務課
災害警戒本部	1号配備	所管する施設等の被害調査を行うとともに、軽微な被害等に対応する体制	責任者：副町長 配置：総務課、建設課、上下水道課、農業振興課、林業振興課の職員 ※配置職員は各課で定める。
	2号配備	1号配備に加え、避難所の開設等に対応する体制	全課主査相当職以上の職員 避難所開設要員として指名する職員 ※他の配置職員は各課で定める。
災害対策本部		災害の発生に対応して災害対策にあたる体制	責任者：町長 配置：全職員

2 災害警戒体制

総務課長は、災害発生に備え、情報収集等を行うために災害警戒体制をとる。

(1) 基準

災害警戒体制の基準は、次のとおりである。

〈災害警戒体制の基準〉

活動体制	設置基準
災害警戒体制	ア 町内で震度4を観測する地震が発生したとき イ その他、総務課長が必要と認めたとき

(2) 活動内容

災害警戒体制の活動内容は、次のとおりである。

- ア 地震情報等の収集
- イ 防災関係機関との連絡、調整

3 災害警戒本部

副町長は、地震が発生し、又は地震による施設の点検及び被害調査の必要のある場合、災害警戒本部を設置する。

(1) 基準

災害警戒本部の設置基準は、次のとおりである。

〈災害警戒本部の設置基準〉

活動体制	設置基準
災害警戒本部 (1号配備)	ア 町内で震度5弱を観測する地震が発生したとき イ その他、副町長が必要と認めたとき
災害警戒本部 (2号配備)	ア 相当規模の災害が発生し、被害状況の把握等において、副町長が警戒本部体制を強化する必要があると認めたとき イ その他、副町長が必要と認めたとき

(2) 組織

災害警戒本部長は、副町長とする。災害警戒本部長が不在の場合は、総務課長が代理する。

(3) 設置場所

災害警戒本部の設置場所は、湯田庁舎とする。

(4) 設置及び廃止の通知

町は、災害警戒本部を設置した場合は、岩手県防災行政情報通信ネットワーク又は岩手県災害情報システムを通じて県に通知する。

また、北上地区消防組合消防本部、北上警察署、西和賀町消防団等に連絡する。

(5) 活動内容

活動内容は、次のとおりである。

- ア 地震情報等の収集
- イ 防災関係機関等との連絡、調整
- ウ 災害危険箇所の警戒巡視、施設の点検
- エ 軽微な被害等への対応
- オ 住民への広報
- カ 避難情報の発令（高齢者等避難）、指定避難所の開設

(6) 廃止基準等

災害警戒本部長は、町域において災害が発生するおそれが消したと認められるとき、災害警戒本部の廃止を決定する。

なお、町長は、相当な被害等が発生し、災害対策本部の設置基準に該当した場合は、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

4 災害対策本部

町長は、相当な災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合、災害対策本部を設置する。

(1) 基準

災害対策本部の設置基準は、次のとおりである。

〈災害対策本部の設置基準〉

活動体制	設置基準
災害対策本部	ア 町内で震度5強以上を観測する地震が発生したとき イ その他、町長が必要と認めたとき

(2) 廃止

災害対策本部の廃止基準は、次のとおりである。

ア 災害による危険がなくなると認められるとき

イ 当該災害に係る応急対策が概ね終了したと認められるとき

(3) 設置及び廃止の通知

町は、災害対策本部を設置した場合は、岩手県防災行政情報通信ネットワーク又は岩手県災害情報システムを通じて県に通知する。

また、北上地区消防組合消防本部、北上警察署、西和賀町消防団等に連絡する。

(4) 組織及び任務

ア 本部長及び副本部長

① 本部長は、町長とする。また、副本部長は、副町長及び教育長とする。

② 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

③ 副本部長は、本部長を補佐する。また、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。本部長の代理順位は、次のとおりとする。

第1位 副町長、第2位 教育長、第3位 総務課長

イ 本部員

① 本部員は、本部長の命を受け、所掌する業務を遂行するとともに、本部長及び副本部長とともに本部会議を構成し、災害応急対策に関する基本方針を審議する。

② 本部員は、「災害対策本部組織図」に掲げる職にある者をもって充てる。

ウ 本部連絡員

① 本部連絡員は、当該本部員の指示を受け、次の業務を遂行する。

- ・当該部局の所管する事項の被害状況、応急対策の実施状況を集約すること
- ・本部会議の審議事項を当該部局に伝達すること

② 本部連絡員は、本部長により指名される者をもって充てる。

エ 本部事務局

本部長を補佐し、本部の指揮・運営のための情報収集、各班の総合調整、関係機関との連絡調整等を行うために設置する。

(5) 本部会議

本部長は、災害応急対策に関する基本方針を審議するため、必要があると認めるときは、本部会議を開催する。

(6) 関係機関連絡室の設置

本部長は、防災関係機関との連携を図るため、災害対策本部内に関係機関連絡室を設置し、連絡員の派遣を要請する。

(7) 現地本部の設置

本部長は、災害現場での指揮、関係機関との調整が必要な場合は、災害現場に近い公共施設等に現地本部を設置し、必要な職員を派遣する。

5 動員配備

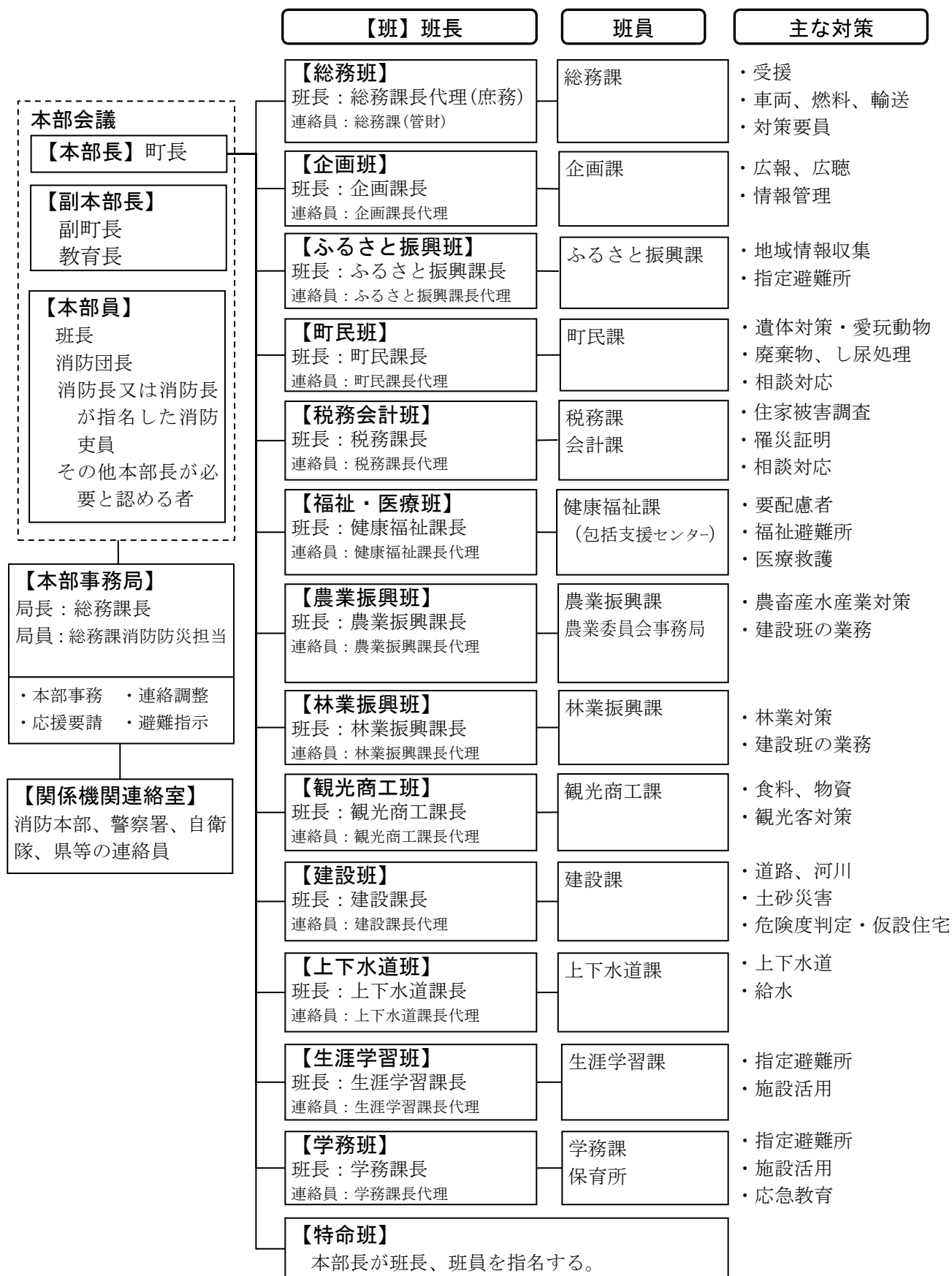
動員配備は、総務課長から各課を通じて連絡する。

なお、各配備体制の対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する災害の発生を覚知したとき、又は気象警報等が発表されたときは、配備指令を待たずに参集する。

6 災害対策本部廃止後の体制

本部長は、災害対策本部を解散した後に、引き続き災害対応や事務処理が必要な場合は、災害対策本部事務分掌に基づき、業務を所掌する担当課の職員で対応にあたらせるものとする。

災害対策本部組織図



災害対策本部事務分掌表

班	事務分掌
本部事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長の命令及び指示の伝達に関する事。 2 県、防災関係機関等との連絡調整に関する事。 3 気象、地震等の災害情報の収集及び伝達に関する事。 4 県、国等への災害報告に関する事。 5 自衛隊等の派遣要請に関する事。 6 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関する事。 7 災害体制、配備体制の指示、伝達に関する事。 8 防災行政無線等の運用に関する事。 9 本部会議の運営に関する事。 10 消防団の動員及び活動に関する事。
総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 自衛隊、応援隊等の受援に関する事。 2 車両及び燃料の確保に関する事。 3 物資、被災者等の輸送手段の確保に関する事。 4 庁舎の機能確保に関する事。 5 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 6 災害見舞い者及び視察者等の接遇に関する事。 7 職員及び家族の安否に関する事。 8 職員の装備、給食、健康管理等に関する事。 9 その他、他の班に属さない諸業務に関する事。
企画班	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び取りまとめに関する事。 2 災害広報及び広聴に関する事。 3 報道機関への対応に関する事。 4 災害の記録に関する事。 5 国、県等に関する要請事項に関する事。 6 災害復興計画に関する事。 7 税務会計班との協働に関する事。
ふるさと振興班	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域づくり組織等への協力要請に関する事。 2 地区の被害情報、被災者情報の収集に関する事。 3 指定避難所の開設及び運営に関する事。 4 生涯学習班、学務班との協働に関する事。
町民班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法に関する事。 2 遺体の安置、処理及び火葬に関する事。 3 廃棄物及びし尿の処理に関する事。 4 被災者生活再建支援法に関する事。 5 愛玩動物対策に関する事。 6 被災者相談等に関する事。 7 安否情報の提供に関する事。 8 義援金に関する事。
税務会計班	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家の被害調査に関する事。 2 罹災証明書及び被災届出証明の交付に関する事。 3 被災者台帳の作成に関する事。 4 被災者相談等に関する事。 5 企画班との協働に関する事。
福祉・医療班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者の安否確認に関する事。 2 要配慮者の支援に関する事。 3 福祉避難所の開設及び運営に関する事。 4 ボランティアに関する事。 5 町社会福祉施設の被害調査、復旧及び施設の供与に関する事。 6 社会福祉団体及び医療機関との連絡及び協力要請に関する事。 7 医療救護及び助産に関する事。 8 難病患者等への対応に関する事。 9 被災者の健康管理に関する事。

	10 防疫等感染症対策に関すること。
農業振興班	1 農作物、農業施設等の災害対応、被害調査及び復旧に関すること。 2 畜産物、畜産施設の災害対応、被害調査及び復旧に関すること。 3 水産物、水産施設の災害対応、被害調査及び復旧に関すること。 4 農業、畜産業、水産業の支援に関すること。 5 関係団体との連絡及び協力要請に関すること。 6 建設班及び林業振興班との協働に関すること。
林業振興班	1 農作物、農林業施設等の災害対応、被害調査及び復旧に関すること。 2 畜産物、畜産施設の被害調査及び復旧に関すること。 3 水産物、水産施設の被害調査及び復旧に関すること。 4 農業、畜産業、水産業の支援に関すること。 5 関係団体との連絡及び協力要請に関すること。 6 建設班及び農業振興班との協働に関すること。
観光商工班	1 食料、生活必需品等の物資の確保に関すること。 2 救援物資等の受入れ、管理に関すること。 3 炊き出しに関すること。 4 観光商工業の被害調査及び支援に関すること。 5 観光客及び旅客対策に関すること。
建設班	1 道路、橋梁、河川施設等の災害対応、被害調査及び復旧に関すること。 2 災害対策用資機材の確保に関すること。 3 障害物の除去に関すること。 4 放置車両の移動等に関すること。 5 道路管理者及び警察等との連絡調整に関すること。 6 水防活動に関すること。 7 被災箇所の調査及び被害拡大防止に関すること。 8 建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定に関すること。 9 応急仮設住宅及び住家の応急修理に関すること。 10 町営住宅に関すること。 11 農業振興班、林業振興班、上下水道班との協働に関すること。
上下水道班	1 上下水道施設の災害対応、被害調査及び復旧に関すること。 2 給水に関すること。 3 建設班との協働に関すること。
生涯学習班	1 社会教育施設利用者の安全確保に関すること。 2 社会教育施設の災害対応、被害調査及び復旧に関すること。 3 社会教育施設の供与及び管理に関すること。 4 指定避難所の開設及び運営に関すること。 5 ふるさと振興班との協働に関すること。
学務班	1 児童、生徒の安全確保に関すること。 2 学校施設の災害対応、被害調査及び復旧に関すること。 3 学校施設の供与及び管理に関すること。 4 指定避難所の開設及び運営に関すること。 5 災害時における教育環境の確保に関すること。 6 被災児童生徒への支援に関すること。 7 学校給食対策に関すること。 8 関係団体との連絡及び協力要請に関すること。 9 ふるさと振興班との協働に関すること。
各班共通	1 指定避難所の運営に関すること。 2 本部長による特命事項に関すること。

災害対策本部活動項目

区分		活動事項
平時	ア 災害対策用資機材の点検整備	(ア) 災害対策用物資及び機材の点検整備 (イ) 医薬品及び医療資機材の点検整備 (ウ) 防疫薬剤及び防疫用資機材の点検整備
	イ 事前の情報収集及び連絡調整	(ア) 震度の状況の把握及び分析 (イ) 地震に関する情報の迅速な伝達 (ウ) 盛岡地方气象台、県南広域振興局、その他防災関係機関との連携、配備体制及び予防対策の事前打合せ並びに警戒体制の強化
地震発生直後	ウ 避難対策	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保及び避難誘導の準備
	エ 活動体制の整備	(ア) 本部員となる班長等による対策会議の設置 (イ) 応急医療の活動開始準備
	オ 活動体制の徹底	(ア) 災害対策本部の配備体制及び職員の配備指令の徹底 (イ) 県地方支部及び防災関係機関に対する災害対策本部設置の通知 (ウ) 災害応急対策用車両等の確保 (エ) 各班の配備状況の把握 (オ) 被害速報の収集を指令（人的及び家屋被害情報を優先）
	カ 情報連絡活動	(ア) 被害状況の迅速かつ的確な把握 (イ) 被害速報の集計及び報告 (ウ) 地震災害情報の整理 (エ) 地震災害情報の各班及び防災関係機関への伝達 (オ) 地震に関する情報の把握及び伝達 (カ) 警察機関との地震災害情報の照合
地震災害発生覚知後	キ 本部員会議の開催	(ア) 地震災害の規模及び動向の把握 (イ) 地震災害情報及び現地報告等に基づく災害応急対策の検討 (ウ) 自衛隊災害派遣要請 (エ) 災害救助法の適用 (オ) 災害応急対策の調整 (カ) 配備体制の変更 (キ) 現地本部の設置 (ク) 本部長指令の通知
	ク 災害広報	(ア) 地震災害情報及び災害応急対策の報道機関への発表 (イ) 地震災害写真及び災害ビデオ等の撮影、地震災害情報等の広報資料の収集
	ケ 避難及び救出救護	(ア) 避難指示、緊急安全確保の放送、避難誘導 (イ) 被災者の救出救護 (ウ) 避難状況の把握 (エ) 避難所の開設及び運営
	コ 自衛隊災害派遣要請	(ア) 孤立地帯の偵察及び救援要請 (イ) 被災者の捜索及び救助要請 (ウ) 給食給水活動要請
	サ 県及び市町村に対する応援要請	(ア) 被災者の捜索及び救助要請 (イ) 食料、生活必需品及び災害応急対策用資機材の調達及びあっせん要請 (ウ) 災害応急対策活動要員の派遣要請

地震災害発生覚知後	シ ボランティア活動対策	(ア) ボランティア活動のニーズ把握 (イ) ボランティアの受付、登録 (ウ) ボランティア活動の調整 (エ) ボランティアの受入れ体制の整備
	ス 災害救助法適用対策	(ア) 被害状況の把握 (イ) 災害救助法に基づく救助の実施
	セ 現地本部の設置	(ア) 編成指示 (イ) 編成 (ウ) 派遣
	ソ 機動力及び輸送力の確保対策	(ア) 災害応急対策用車両等の確保 (イ) 道路、橋りょう等の被害状況の把握 (ウ) 道路上の障害物の除去 (エ) 道路交通の確保
	タ 医療及び保健対策	(ア) 応急医療、保健活動の実施 (イ) 医薬品及び医療用資機材の調達
	チ 給水対策	(ア) 水道水の確保及び給水の実施 (イ) 応急復旧・応急給水用資機材の調達
	ツ 食料等の応急対策	(ア) 災害用応急米穀の調達 (イ) 副食品等の調達
	テ 生活必需品の応急対策	被服、寝具その他の生活必需品の調達
	ト 防疫対策	(ア) 防疫活動の実施 (イ) 食品衛生活動の実施 (ウ) 防疫用資機材の調達
	ナ 文教対策	(ア) 応急教育の実施 (イ) 町立学校等の応急対策の実施
	ニ 農林水産応急対策	(ア) 農林水産被害の把握 (イ) 病虫害防除の実施 (ウ) 家畜防疫の実施
	ヌ 土木応急対策	(ア) 土木関係被害の把握 (イ) 道路交通応急対策の実施 (ウ) 下水道応急対策の実施 (エ) 直営工事応急対策の実施 (オ) 浸水対策の実施 (カ) 地すべり等危険地域における被害防止対策の徹底
	ネ 被災者見舞い対策	(ア) 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）見舞いのための職員派遣 (イ) 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）への見舞金等の措置
	ノ 被災者に対する生活確保対策	(ア) 被災者の住宅対策 (イ) 農林水産復旧対策 (ウ) 租税及び学校授業料等の減免並びに奨学金の貸与 (エ) 商工業復旧対策 (オ) 公共土木施設関係復旧対策 (カ) 見舞金及び義援金品の受入れ及び配布

第2節 地震情報等の伝達

【基本方針】

- 1 町は、地震情報及び地震に関する異常な現象に係る伝達、通報を迅速かつ確実に実施する。
- 2 町は、通信設備が被災した場合においても、情報等を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

【担当】

町	本部事務局、企画班、町民班
防災関係機関	県、盛岡地方気象台、日本放送協会盛岡放送局

1 地震情報等の伝達

気象庁は、次の地震情報等を発表する。

(1) 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

(2) 地震情報

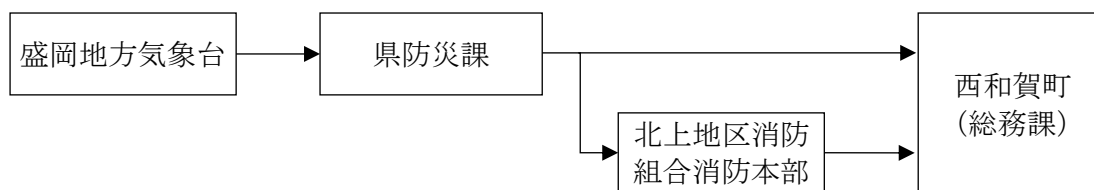
気象庁は、次の地震情報を発表する。

〈地震情報の種類〉

種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報 ・注意報発表又は若干の海面変動が予想された場合 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ^{※1} ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ^{※1} 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 ^{※2} 。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 ^{※2} 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

〈地震に関する情報伝達経路（一部）〉



2 情報の伝達

町は、地震情報等を受理したときは、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。

住民・団体への情報伝達手段は、次のとおりである

〈地震情報等の情報伝達手段〉

ア IP告知サービス	イ メール配信サービス	ウ 電話
エ 広報車		

3 異常現象発生時の通報義務

(1) 異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに町長又は最寄りの警察官に通報する。

異常現象の通報を受けた警察官は、その旨を町長に通報するとともに、(2)に定める担当機関の長に通報するよう努める。

(2) 町長の通報先

通報を受けた町長は、盛岡地方気象台及び県に通報する。

第3節 通信情報体制

【基本方針】

- 1 町その他防災関係機関は、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡システムを定め、通信手段の確保を図る。
- 2 通信施設等が損壊した場合には、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。
- 3 災害時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合には、他の防災関係機関の有する専用通信施設等を利用して通信を確保する。

【担当】

町	本部事務局、企画班
防災関係機関	日本放送協会盛岡放送局、(株)IBC岩手放送、(株)テレビ岩手、(株)岩手めんこいテレビ、(株)岩手朝日テレビ、(株)エフエム岩手

1 通信設備の活用

本編 第3章 第3節 1 参照

2 非常通信設備の使用

本編 第3章 第3節 2 参照

3 放送の利用

本編 第3章 第3節 3 参照

第4節 情報の収集・伝達

【基本方針】

- 1 町は、震災時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 災害情報の収集、伝達にあたっては、防災関係機関と密接に連携を図る。
- 3 災害応急対策の実施にあたっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

【担当】

町	本部事務局、企画班、ふるさと振興班
防災関係機関	西和賀町消防団、北上警察署、北上地区消防組合消防本部

1 発災時の情報収集

(1) 発災時の被害調査

町は、住民等から被害発生等の通報があった場合は、調査班又は消防団を編成して被害状況を確認する。

また、北上地区消防組合消防本部及び北上警察署が把握した被害状況、ライフライン機関の被害情報等を入手する。

(2) 被害調査の応援要請

本部長は、災害の規模及び状況により、情報の収集及び被害調査が不可能又は困難と認められた場合は、次の事項を明示して、県本部長、地方支部長又は防災関係機関の長に対して、応援要請を行う。

〈被害調査の応援要請事項〉

ア 職種及び人数	イ 活動地域	ウ 応援期間
エ 応援業務の内容	オ 携行すべき資機材等	カ その他参考事項

2 災害情報の報告

(1) 災害情報の報告

ア 本部長は、災害情報を地方支部長に報告する。緊急を要する場合には、県本部長に直接、報告する。県本部との連絡がとれない場合は、直接、消防庁に対して被害状況を報告する。

イ 本部長は、孤立地域が発生した場合には、防災関係機関と連携し、被害状況、備蓄状況及び要配慮者の有無等について早期に把握し、県に報告する。

ウ 本部長又は消防長は、火災が同時多発し、あるいは、多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに、消防庁及び県本部長に報告する。

エ 本部長は、町内で震度5強以上を観測した場合、第1報を県本部長及び消防庁に対し

て原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り迅速に報告する。

(2) 留意事項

本部長は、災害情報の収集、報告にあたっては、次の事項に留意する。

- ア 災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、個別の災害情報などの概括情報を報告する。
- イ 収集した情報は、地域別、対策別、組織別及び確認・未確認別に整理の上、管理する。
- ウ 本部長は、必要に応じ、関係地方公共団体、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

3 災害情報の報告要領

本編 第3章 第4節 3 参照

4 災害情報通信の確保

本編 第3章 第4節 4 参照

第5節 広報広聴

【基本方針】

- 1 町は、震災時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。
また、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- 2 町は、広報活動にあたっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者が必要とする情報について配慮をする。
- 3 町は、広聴活動にあたっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者の相談、要望等について配慮をする。

【担当】

町	企画班、ふるさと振興班、町民班
防災関係機関	

1 広報活動

本編 第3章 第5節 1 参照

2 報道対応

本編 第3章 第5節 2 参照

3 広聴活動

本編 第3章 第5節 3 参照

第6節 交通確保・輸送

【基本方針】

- 1 震災時において、各道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- 2 町は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内に道路応急復旧のための専門班を配置し、優先的に交通の確保を図る。
- 3 町、県及びその他防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 4 緊急輸送の実施にあたっては、陸上輸送及び航空輸送の有機的な連携を図る。
なお、物資の輸送にあたっては、県及び町の物資集積・輸送拠点を経て、各指定避難所へ物資が届けられるよう緊急輸送ネットワークの形成を図る。
- 5 町及び県は、防災関係機関による災害応急対策を支援するため、防災拠点等、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。

【担当】

町	総務班、建設班
防災関係機関	北上土木センター、北上警察署、東日本高速道路（株）東北支社

1 交通確保

本編 第3章 第6節 1 参照

2 交通規制

本編 第3章 第6節 2 参照

3 災害時における車両の移動

本編 第3章 第6節 3 参照

4 緊急輸送

本編 第3章 第6節 4 参照

第7節 災害警備活動

【基本方針】

- 1 警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立し、情報収集に努めるとともに、住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を行う。
- 2 本計画に定めのないものについては、「岩手県警察大規模災害警備計画」による。

【担当】

町	本部事務局、町民班
防災関係機関	北上警察署

1 災害警備体制

本編 第3章 第7節 1 参照

2 災害警備活動

本編 第3章 第7節 2 参照

第8節 消防活動

【基本方針】

- 1 地震による大規模火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
- 2 消防機関は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 3 本計画に定めのないものについては、消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

【担当】

町	本部事務局
防災関係機関	北上地区消防組合消防本部、西和賀町消防団

1 町の措置

本編 第3章 第8節 1 参照

2 消防機関の措置

本編 第3章 第8節 2 参照

第9節 応援協力

【基本方針】

- 1 町は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援要請を行う。
- 2 町、県及びその他防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定の締結を進め、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。
なお、応援協定の締結にあたっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定も考慮するほか、連携強化の実効性確保に留意する。
- 3 町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。
また、応急対策職員派遣制度による対口支援等について必要な準備を整えるものとする。
- 4 町、県及びその他防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、実効性の確保に努める。
- 5 町は、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

【担当】

町	本部事務局、総務班
防災関係機関	県

1 市町村の相互協力

本編 第3章 第10節 1 参照

2 県への要請

本編 第3章 第10節 2 参照

3 防災関係機関等への要請

本編 第3章 第10節 3 参照

4 受援体制

本編 第3章 第10節 4 参照

第10節 自衛隊の災害派遣要請

【基本方針】

- 1 町は、被害状況を把握し速やかに県知事に自衛隊の災害派遣要請を要求する。
- 2 陸上自衛隊岩手駐屯部隊等は、災害の発生にあたって、速やかに災害情報の収集に努めるとともに、県知事等からの災害派遣要請を受けて、又は、一定の条件下においては自主的に人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続き、組織的救援活動を行う。

【担当】

町	本部事務局、総務班
防災関係機関	陸上自衛隊岩手駐屯地東北方面特科連隊

1 災害派遣の基準等

本編 第3章 第11節 1 参照

2 災害派遣の要請手続

本編 第3章 第11節 2 参照

3 災害派遣部隊の受入れ

本編 第3章 第11節 3 参照

4 自衛隊の自主派遣

本編 第3章 第11節 4 参照

5 経費の負担

本編 第3章 第11節 5 参照

第11節 防災ボランティア活動

【基本方針】

- 1 町は、防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 町は、被災地における防災ボランティア活動に対するニーズ把握に努める。
- 3 町及び社会福祉協議会は、防災ボランティアの受付、防災ボランティア活動の調整、活動拠点の確保、安全上の確保、被災地におけるニーズ等の情報提供等その受入体制の整備に努める。

【担当】

町	福祉・医療班
防災関係機関	西和賀町社会福祉協議会、日本赤十字社岩手県支部西和賀町分区

1 防災ボランティアに対する協力要請

本編 第3章 第12節 1 参照

2 防災ボランティアの受入れ

本編 第3章 第12節 2 参照

第12節 災害救助法の適用

【基本方針】

- 1 県本部長は、震災による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法を適用し、法に基づく救助を実施する。
- 2 法に基づく救助は、県が実施機関となり、町はその補助機関として活動にあたるが、県本部長は、救助を迅速に行う必要がある場合は、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を町本部長に委任する。
- 3 町及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。

【担当】

町	本部事務局、町民班
防災関係機関	県

1 適用基準

本編 第3章 第13節 1 参照

2 法適用の手続き

本編 第3章 第13節 2 参照

3 救助の実施

本編 第3章 第13節 3 参照

第13節 避難・救出

【基本方針】

- 1 町は、地震の揺れや火災による二次災害から住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難指示並びに緊急安全確保の指示（以下本節中「避難指示等」という。）を行うとともに、避難支援等実施者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- 2 救出援助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出援助活動の重要性を十分に認識し、救出援助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- 3 町は、被災者の避難生活の場を確保するため、指定避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。

【担当】

町	本部事務局、企画班、ふるさと振興班、町民班、福祉・医療班、生涯学習班、学務班
防災関係機関	西和賀町消防団、北上地区消防組合消防本部、東日本旅客鉄道（株）盛岡支社

1 避難行動

住民等は、地震の揺れがおさまった後に、次の行動をとるものとする。

- (1) 地区ごとに、被害情報等の情報交換や無事の確認を行う。
- (2) 要配慮者の安否確認、建物内に閉じこめられた者の救助、初期消火を行う。
- (3) 火災が拡大、延焼した場合は、指定緊急避難場所に集団で避難する。
- (4) 自宅が倒壊等により居住することが困難な場合は、指定避難所に移動し、仮設住宅入居まで避難生活を営む。
- (5) 自宅の被害がなく、耐震性が確保されている場合は、自宅での生活を継続する。

2 避難指示等の実施

(1) 避難指示等の発令

本部長は、地震発生後に延焼火災、土砂災害、余震等により二次災害のおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

〈避難指示等の判断基準〉

種類	判断基準
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・火災が延焼し危険があると認められるとき ・土砂災害が発生し、余震や降雨により拡大することが予想される時 ・斜面の変状等が発見され、今後、余震や降雨により土砂災害が発生することが予想される時 ・その他の事象により、危険があると認められるとき

緊急安全確保	・上記の危険が切迫しているとき ・既に災害が発生
--------	-----------------------------

その他の対策は、本編 第3章 第14節 2 参照

3 避難の実施

本編 第3章 第14節 3 参照

4 警戒区域の設定

本編 第3章 第14節 4 参照

5 救出

本編 第3章 第14節 5 参照

6 指定緊急避難場所の開放

本編 第3章 第14節 6 参照

7 指定避難所の開設

本編 第3章 第14節 7 参照

8 指定避難所の運営

本編 第3章 第14節 8 参照

9 帰宅困難者対策

本編 第3章 第14節 9 参照

10 指定避難所以外の在宅避難者等に対する支援

本編 第3章 第14節 10 参照

11 広域避難

本編 第3章 第14節 11 参照

12 広域一時滞在

本編 第3章 第14節 12 参照

13 安否情報の提供

本編 第3章 第14節 13 参照

第14節 医療・保健

【基本方針】

- 1 町は、救急・救助の初動体制を確立し、西和賀さわうち病院及び医療機関との連携のもとに、迅速かつ適切な医療活動を行う。
- 2 町は、多数の傷病者に対応するため、災害拠点病院等への搬送体制の確立を図る。
- 3 町は、被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。
- 4 町は、動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携のもとに、迅速かつ適切に講じる。

【担当】

町	福祉・医療班、町民班、西和賀さわうち病院
防災関係機関	県、(一社)北上医師会、北上歯科医師会、北上薬剤師会

1 初動医療体制

本編 第3章 第15節 1 参照

2 後方医療体制

本編 第3章 第15節 2 参照

3 搬送体制

本編 第3章 第15節 3 参照

4 個別疾患への対応

本編 第3章 第15節 4 参照

5 中長期における医療活動

本編 第3章 第15節 5 参照

6 愛玩動物の救護対策

本編 第3章 第15節 6 参照

第15節 食料、生活必需品等の供給

【基本方針】

- 1 町は、震災時において、被災者等に対する食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難生活に必要な物資を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力を得て、物資の調達を図る。
- 2 町は、震災時における物資等の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。
- 3 町、県及びその他防災関係機関は、その備蓄する物資等の供給に関し、相互に協力するよう努める。

【担当】

町	観光商工班
防災関係機関	西和賀商工会、花巻農業協同組合

1 食料の供給

本編 第3章 第16節 1 参照

2 生活必需品等の物資の供給

本編 第3章 第16節 2 参照

3 物資等の輸送及び保管

本編 第3章 第16節 3 参照

第16節 給水

【基本方針】

- 1 町は、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備する。

【担当】

町	上下水道班
防災関係機関	西和賀町上下水道災害安全協力会

1 給水

本編 第3章 第17節 1 参照

2 水道施設被害汚染対策

本編 第3章 第17節 2 参照

第17節 応急仮設住宅の建設及び応急修理等

【基本方針】

- 1 町及び県は、震災により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- 2 町は、震災により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。
- 3 町は、震災により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。
- 4 町は、余震等による被災建築物の二次災害を防止するため、建築物の危険度を判定し、その判定結果を表示する。

【担当】

町	町民班、建設班
防災関係機関	西和賀町建築災害安全協力会

1 応急仮設住宅の供与

本編 第3章 第18節 1 参照

2 住宅情報の提供

町は、県から活用可能な民間住宅の情報提供を受け、被災者に提供する。

また、応急仮設住宅への入居手続、被災住宅の応急修理に係る申請手続、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報等及び地震により被災した建築物の応急危険度判定制度の周知を図るため、相談窓口を設置するとともに、各種広報活動を通じて、被災者への周知を図る。

3 住宅の応急修理

本編 第3章 第18節 3 参照

4 建築物の応急危険度判定

県は、余震等により被災した建築物の倒壊等、二次災害を防止するため、応急危険度判定士による建築物の危険度判定を行う。

(1) 応急危険度判定士の確保

町は、事前に登録した応急危険度判定士に出動を要請する。判定士の確保が困難な場合は、県に要請する。

(2) 危険度判定の実施

応急危険度判定士は、次により建築物の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

ア 主として目視等により被災建築物を調査する。

- イ 建築物の被害程度に応じて、「危険」（赤紙）、「要注意」（黄紙）、「調査済」（緑紙）の3区分に判定する。
- ウ 判定ステッカーを建築物の所有者の注意を喚起できる場所に表示する。

(3) 町の措置

町は、応急危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。

- ア 優先して応急危険度判定を行う必要のある建築物の選定
- イ 地図の提供
- ウ その他応急危険度判定活動に要する資器材の提供
- エ 実施本部の設置

5 被災宅地の危険度判定

本編 第3章 第18節 4 参照

第18節 感染症の予防

【基本方針】

- 1 町及び県は、被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関との連携のもとに、必要な措置を講じる。

【担当】

町	福祉・医療班、西和賀さわうち病院
防災関係機関	中部保健所

1 感染症予防活動の実施体制

本編 第3章 第19節 1 参照

2 感染症予防用資機材の調達

本編 第3章 第19節 2 参照

3 感染症情報の収集及び広報

本編 第3章 第19節 3 参照

4 感染症予防活動の実施方法

本編 第3章 第19節 4 参照

第19節 廃棄物処理・障害物除去

【基本方針】

- 1 町は、震災によって一時的に発生する大量の廃棄物及び震災後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- 2 町は、ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。
- 3 町、県及びその他防災関係機関は、被災者の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図る。
- 4 町、県及びその他防災関係機関は、処理及び除去を迅速かつ円滑に実施することができるよう、連携を図る。

【担当】

町	町民班、建設班
防災関係機関	北上地区広域行政組合、岩手中部広域行政組合、にしわが建設会、西和賀町建築災害安全協力会

1 廃棄物処理

本編 第3章 第20節 1 参照

2 し尿の収集

本編 第3章 第20節 2 参照

3 障害物の除去

本編 第3章 第20節 3 参照

4 建築物等の解体撤去

本編 第3章 第20節 4 参照

第20節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬

【基本方針】

- 1 町は、各実施機関相互の協力体制のもとに、災害による行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋葬を迅速かつ円滑に行う。

【担当】

町	町民班、西和賀さわうち病院
防災関係機関	西和賀町消防団、北上地区消防組合消防本部、北上警察署、(一社)北上医師会、北上歯科医師会

1 行方不明者及び遺体の搜索

本編 第3章 第21節 1 参照

2 遺体の収容

本編 第3章 第21節 2 参照

3 遺体の処理

本編 第3章 第21節 3 参照

4 遺体の埋葬

本編 第3章 第21節 4 参照

第21節 応急対策要員の確保

【基本方針】

- 1 町は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員の確保を図る。

【担当】

町	本部事務局、総務班
防災関係機関	

1 要員の確保

本編 第3章 第22節 1 参照

2 要員の従事命令等

本編 第3章 第22節 2 参照

第22節 文教対策

【基本方針】

- 1 町は、震災により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。
- 2 町は、震災により教科書、学用品等を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員の確保を図る。

【担当】

町	学務班、生涯学習班
防災関係機関	中部教育事務所

1 学校施設の対策

本編 第3章 第23節 1 参照

2 教職員の確保

本編 第3章 第23節 2 参照

3 学用品等の給与

本編 第3章 第23節 3 参照

4 授業料等の減免、育英資金の貸与

本編 第3章 第23節 4 参照

5 学校給食の応急対策

本編 第3章 第23節 5 参照

6 学校保健安全対策

本編 第3章 第23節 6 参照

7 その他文教関係の対策

本編 第3章 第23節 7 参照

第23節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策

【基本方針】

- 1 公共土木施設の管理者は、公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、砂防等施設、治山施設等について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。
- 2 東日本旅客鉄道（株）は、乗客の安全と交通を確保するため、被害状況を的確に把握するとともに、旅客の避難誘導及び被害箇所の早期復旧を実施する。

【担当】

町	建設班、農業振興班、林業振興班
防災関係機関	北上土木センター、東日本旅客鉄道（株）盛岡支社、にしがわ建設会

1 公共土木施設

本編 第3章 第25節 1 参照

2 鉄道施設

本編 第3章 第25節 2 参照

第24節 ライフライン施設応急対策

【基本方針】

- 1 電力、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は、震災時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。
- 2 町は、保有する航空写真・画像、地図情報等について、被害状況の早期把握のため、ライフライン施設の事業者等の要望に応じて、GISの活用による情報提供に努める。

【担当】

町	上下水道班
防災関係機関	東北電力（株）岩手支店、東北電力ネットワーク（株）岩手支社、LPガス販売業者、東日本電信電話（株）岩手支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）、（株）NTTドコモ、KDDI（株）、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）、西和賀町上下水道災害安全協力会

1 電力施設

本編 第3章 第26節 1 参照

2 ガス施設

本編 第3章 第26節 2 参照

3 水道施設

本編 第3章 第26節 3 参照

4 下水道施設

本編 第3章 第26節 4 参照

5 電気通信施設

本編 第3章 第26節 5 参照

第25節 危険物施設等応急対策

【基本方針】

- 1 危険物施設等の管理者は、火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。
- 2 町は、自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、県知事に自衛隊の災害派遣要請を要求する。

【担当】

町	本部事務局
防災関係機関	北上地区消防組合消防本部、県

1 石油類等危険物

本編 第3章 第27節 1 参照

2 毒物・劇物

本編 第3章 第27節 2 参照

第26節 防災ヘリコプター等の活用

【基本方針】

- 1 町は、地震災害時において、広域的かつ機動的な対応を図るため、防災ヘリコプターによる災害応急対策活動等を実施する。

【担当】

町	本部事務局
防災関係機関	北上地区消防組合消防本部

1 防災ヘリコプターの活動

本編 第3章 第29節 1 参照

2 防災ヘリコプターの要請

本編 第3章 第29節 2 参照

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧計画

【基本方針】

- 1 被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

【担当】

町	各班
防災関係機関	

1 災害復旧事業計画

本編 第4章 第1節 1 参照

2 激甚災害の指定

本編 第4章 第1節 2 参照

3 緊急災害査定促進

本編 第4章 第1節 3 参照

4 緊急融資等の確保

本編 第4章 第1節 4 参照

第2節 生活の安定確保

【基本方針】

- 1 町は、被災した住民が、速やかに再起できるよう、生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

【担当】

町	税務会計班、町民班、建設班、農業振興班、林業振興班、観光商工班
防災関係機関	県、北上公共職業安定所、日本郵便（株）

1 被災者の生活確保

本編 第4章 第2節 1 参照

2 中小企業への融資

本編 第4章 第2節 2 参照

3 農林漁業関係者への融資

本編 第4章 第2節 3 参照

第3節 復興計画の策定

【基本方針】

- 1 町は、大規模な地震により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図る。

【担当】

町	企画班、各班
防災関係機関	

1 復興方針・計画の作成

本編 第4章 第3節 1 参照

2 復興事業の実施

本編 第4章 第3節 2 参照

3 災害記録編纂計画

本編 第4章 第3節 3 参照

